

「景観届出制度の改善(案)」の概要

背 景

長野県では、大規模な建築物や工作物、開発行為、土地の形質の変更等の行為は景観に与える影響が大きいことから、景観法及び県景観条例に基づき、行為者に対して届出義務を課し、良好な景観が保全されるよう誘導を図ってきたところです。

しかし、近年急激に増加した太陽光発電をはじめとする工作物の設置等に際し、県民の皆様から届出における指導の強化を求められています。

このため、届出制度の実効性を高めることを目的に制度を改善し、景観の保全、合意形成の改善につなげてまいります。

改 善 内 容

- (1) 地域にとって重要な景観を持つ以下の場所を「眺望点」として県が指定します。
- 信州ふるさとの見える(丘)
 - 不特定多数の者が利用し、景観資源を眺望できる場
 - 市町村からの申し出により指定(令和2年度以降)
- (2) 景観への影響が特に懸念される行為(影響予測対象行為)については、届出に以下の書類の添付を求めます。
- ① 眺望点(上記(1))からのシミュレーション(完成予想図)
 - ② 住民説明の概要及び住民等からの意見に対する配慮・見解
 - ③ 太陽光発電施設の設置にあたっては、景観への配慮事項
- ※これらの添付書類については、届出に関する手続き終了後、県HPに掲載します。

表 影響予測対象行為

行為種別	景観法の届出対象 (現行)	左のうち、添付書類を 追加する行為の規模
建築物の新築等	高さ13m超 又は建築面積1,000㎡超	高さ13m超 かつ建築面積1,000㎡超
工 作 物	電気供給施設等の建設等 (送電鉄塔、基地局)	全て
	太陽光発電施設の建設等	全て
土石の採取等	面積3,000㎡超又は 法高3mかつ長さ30m超	面積1ha超かつ 法高3mかつ長さ30m超
土地の形質の変更		

届出手続きの詳細

「景観法及び長野県景観条例に基づく届出の手引き」を参照してください。

施行日(予定)

令和元年12月1日(令和2年1月1日以降に着手するものに適用)